

猿払村 先進不妊治療費等助成事業

猿払村では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）を行う際に、併用して先進医療を受けた方に対し、先進医療に要した治療費及び交通費、宿泊費の一部を助成します。

助成対象となる費用

保険診療の生殖補助医療	
医療保険 (7割)	自己負担 (3割)

+

令和5年4月1日以降に開始した医療保険適用の生殖補助医療と併用して、**自費で実施された先進医療に係る治療費及び交通費、宿泊費**

治療費
自己負担(10割) 自己負担の7/10 (上限額 35,000円)

+

交通費・宿泊費
1回の治療につき上限5回まで (交通費の助成額は距離数に 応ずる)

助成対象者

次の要件を全て満たしている方

- ①婚姻をしている、または事実婚である
- ②夫婦のいずれかが、申請日の1年前から申請日までの間、引続き猿払村に住所を有する
(ただし、転勤・移住等により夫婦が共に転入した場合はこの限りではありません。)
- ③夫婦のいずれも村税や国民健康保険料等を滞納していない
- ④保険診療として生殖補助医療を受診し、先進医療を登録医療機関で受診している
- ⑤他の市町村で同一の治療に関して助成を受けていない

※1.対象年齢及び助成回数は、医療保険の適用要件と同じです。

※2.男性の助成は、女性への助成回数と同じです。

【医療保険の適用要件】※1.

生殖補助医療	対象年齢	助成回数	
	保険診療による初回治療開始日の女性の年齢が43歳未満であること	40歳未満	通算6回まで (1子につき)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで (1子につき)	

助成金額

- 治療費：1回の生殖補助医療(※3)につき、**先進医療に要した検査・治療費の10分の7**について、**上限35,000円**
- 交通費：自宅から医療機関まで片道25kmを超える場合は、**距離数に応じて設定された補助基準額の3分の2**、1回の生殖補助医療につき**5回を上限に助成**(※4.裏面参照)
- 宿泊費：1回の生殖補助医療につき**5泊を限度に助成**。1泊につき**上限5,000円**

1回の生殖補助医療 ※3.

採卵準備のための投薬開始から妊婦確認等に至るまでの一連の治療を1回とします。
(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合を含む)

【交通費助成額】※4.

距離区分 (片道)	補助基準額	助成額 (3分の2乗じた額)	距離区分 (片道)	補助基準額	助成額 (3分の2乗じた額)
25 km以内	対象外	対象外	150 kmを超えて 175 kmまで	5,880 円	3,920 円
25 kmを超えて 50 kmまで	1,430 円	953 円	175 kmを超えて 200 kmまで	6,720 円	4,480 円
50 kmを超えて 75 kmまで	2,450 円	1,633 円	200 kmを超えて 225 kmまで	8,080 円	5,386 円
75 kmを超えて 100 kmまで	3,200 円	2,133 円	225 kmを超えて 250 kmまで	8,820 円	5,880 円
100 kmを超えて 125 kmまで	4,520 円	3,013 円	250 kmを超えて 275 kmまで	9,550 円	6,366 円
125 kmを超えて 150 kmまで	5,150 円	3,433 円	275 kmを超える	10,180 円	6,786 円

○「距離区分」は、自宅から医療機関までの片道距離。「助成額」は、往復分（1回の治療につき上限5回）

助成対象となる治療

次の要件に該当する「先進医療に要した費用」が対象となります。

- ① 令和5年4月1日以降に開始した、保険診療の生殖補助医療と併用して実施した先進医療であること
- ② 厚生労働省より告示された医療技術であること（下記表のとおり）
- ③ 当該先進医療の実施期間として承認された医療機関で受けた治療であること

厚生労働省が告示している先進医療					
1	PICSI	6	子宮内膜スクラッチ	11	マイクロ流体技術を用いた精子選別
2	タイムラプス	7	IMSI	12	反復着床不全に対する投薬（タクロリムス）
3	子宮内細菌叢検査 (EMMA/ALICE)	8	子宮内フローラ検査	13	着床前胚異数性検査 (PGT-A)
4	SEET 法	9	子宮内膜受容期検査 (ERPeak)		
5	子宮内膜受容能検査 (ERA)	10	二段階胚移植法		

北海道不妊治療等
助成事業のご案内
(北海道HP)



https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hunin_josei.html

○令和5年12月1日現在の情報です。今後追加される場合がありますので、北海道のホームページをご確認ください。

申請に必要な書類

	申請書類等	備 考
1	先進不妊治療費等助成事業申請書	・申請の際に窓口でお渡しします。村のホームページからダウンロードをすることもできます。 ・申請者は、ご夫婦のどちらかです。 (申請者と振込先名義人を同一にしてください。)
2	先進不妊治療費等助成事業受診証明書	・治療終了後に治療を受けた医療機関へ作成を依頼してください。 ・証明書の作成に係る文書料は助成の対象になりません。
3	領収書・明細書の写し	・今回の治療（2の受診証明書に記載されている治療）の領収書及び明細書が必要です。コピーは返却できません。
4	宿泊費に係る領収書	・今回の治療を受けた申請者の領収書
5	本人確認書類	・運転免許証、健康保険証、マイナンバー、パスポートのいずれか
6	戸籍謄本	・夫婦のいずれかが村外に住民登録している方のみ。発効後3カ月以内のものを提出してください。
7	事実婚関係に関する申立書	・事実婚関係にある方のみ提出してください。

申請期限

1回の生殖補助医療につき、1回の申請となります。治療が終了した日の属する年度内に申請してください。
○やむを得ず申請期限が間に合わないことが見込まれる場合は、下記お問合せ先まで必ずご連絡ください。

【お問合せ先】猿払村保健福祉課健康推進係

〒098-6234 猿払村鬼志別北町 28 番地保健福祉総合センター内 TEL01635-2-2040 Fax01635-2-2075